

第 4 期消費者基本計画（国）に対する現状について

「地方消費者行政強化作戦 2020」(※)における政策目標 (市町村に関する目標を抜粋)		現状 (R3. 4. 1 現在)
		前年度までの状況
消費生活センターの 設置促進	設置市町村の県内人口カバー率 90%以上(1-1) (広域連携による配置を含む)	センター設置市:10 市 人口カバー率:87%(推定値)
		R2...10 市(85%) R1...10 市(78%)
消費生活相談員の配 置	配置市町村の県内人口カバー率 90%以上(2-1) (広域連携による配置を含む)	配置市町村数:24 市町 人口カバー率:91%(推定値)
		R2...24 市町(92%) R1...20 市町(89%)
消費生活相談員のレ ベルアップ	相談員資格保有率 75%以上 (2-2) (県の相談員数を含む)	相談員の数:34 人 (県:9 人、市町村 25 人) 相談員資格保有者数:26 人 (県:8 人、市町村 18 人) 資格保有率:72%(推定値)
		R2...35 人中 23 人(66%) R1...35 人中 24 人(69%)
	相談員の研修参加率 100% (2-3) (県の相談員数を含む)	研修参加実人数:33 人 研修参加率:97% R2...91%、R1...97%
地域における消費者 教育推進体制の確保	講習等(出前講座を含む)の実施 市町村割合 75%以上 (3-6)	実施市町村数:19 市町村 実施市町村割合:54%
		R2...56%、R1...58%
消費者安全確保地域 協議会の設置	配置市町村の県内人口カバー率 50%以上(4-1)	設置市町村数:1 市(山形市のみ) 人口カバー率:23%(推定値)
		R2...1市 人口カバー率:23% R1...1市

※「地方消費者行政強化作戦 2020」は、令和2年4月に第4期消費者基本計画(令和2年3月閣議決定)を踏まえ、消費者庁が策定(対象期間は、令和2~6年度)
(どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に維持・拡充することを目指したもの。)



この状況を踏まえ、「第 4 次山形県消費者基本計画」を策定